

京都府後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回定例会会議録

令和2年8月28日 開会

令和2年8月28日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会会議録目次

第 1 号 (8月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○新任理事者の紹介	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○同意第2号～承認第3号の一括上程、説明	6
○同意第2号の採決	10
○同意第3号の採決	10
○同意第4号の採決	11
○一般質問	12
○議案第9号の質疑、討論、採決	20
○認定第1号の質疑、討論、採決	21
○認定第2号の質疑、討論、採決	22
○承認第1号の質疑、討論、採決	26
○承認第2号の質疑、討論、採決	26
○承認第3号の質疑、討論、採決	26
○請願第1号の上程、請願第1号～請願第3号の説明	27
○請願第1号の質疑、討論、採決	31

○請願第2号の上程、質疑、討論、採決	31
○請願第3号の上程、質疑、討論、採決	32
○閉会の宣告	32
○署名議員	34

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和2年8月28日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 同意第2号から承認第3号までの上程(広域連合長説明)
- 日程第 6 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 7 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 8 同意第4号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 議案第9号 令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認について
(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認について
(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認について
(令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第16 請願第1号 京都府後期高齢者医療保険料の引き下げと軽減措置・減免制度の拡

大に関する請願書

日程第17 請願第2号 後期高齢者医療傷病手当金に関する請願書

日程第18 請願第3号 コロナ危機から高齢者のいのちを救うための支援及び、後期高齢者
医療保険料の軽減措置に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

出席議員（29名）

1番	井上 けんじ 君	2番	平山 よしかず 君
3番	片桐 直哉 君	4番	森下 賢司 君
5番	水嶋 一明 君	6番	安藤 和明 君
7番	岡本 里美 君	8番	関谷 智子 君
9番	河原 末彦 君	10番	齊藤 一義 君
11番	熊谷 佐和美 君	12番	福田 正人 君
13番	中小路 貴司 君	14番	奥村 順一 君
15番	榎本 昂輔 君	17番	谷尻 宣雄 君
18番	炭本 範子 君	19番	波多野 庇砂 君
20番	松本 義裕 君	21番	奥田 俊夫 君
22番	浅田 晃弘 君	23番	向出 健 君
24番	村山 一彦 君	25番	山本 清悟 君
26番	木下 喜美子 君	27番	梅原 好範 君
28番	上辻 亨 君	29番	宮崎 有平 君
30番	下村 あきら 君		

欠席議員（1名）

16番 川戸 一生 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	堀口 文昭 君	副広域連合長	堀 忠雄 君
副広域連合長	桂川 孝裕 君	副広域連合長	村上 圭子 君
副広域連合長	渡辺 隆 君	会計管理者	井上 浩人 君

業務課長 相良章子君

総務課長
担当課

長谷川泰彦君

議会職員出席者

書記長 杉本まさき

書記 米谷隆清

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（下村あきら君） こんにちは。皆様、大変御苦勞さまでございます。

定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（下村あきら君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（下村あきら君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

本日、京丹後市の川戸一生議員から欠席届が出ております。

なお、城陽市の熊谷佐和美議員から遅参の連絡を受けております。

◎新任理事者の紹介

○議長（下村あきら君） 続きまして、去る4月の人事異動による新任理事者の紹介を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（堀口文昭君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところ、また猛暑の中、御出席賜りましてありがとうございます。

本年3月に行われました広域連合長選挙におきまして、構成団体の長の皆様の総意により、

再度広域連合長に選出いただき、引き続き広域連合の運営の重責を担わせていただくことになりました、八幡市長の堀口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この場を借りまして、厚く御礼を申し上げますとともに、何分微力ではありますが、与えられた職責を精いっぱい果たしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御支援、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、今般の人事異動をもちまして、任命いたしました新任理事者を御紹介申し上げます。

事務局次長、杉本まさき君でございます。

- 事務局次長（杉本まさき君） よろしく申し上げます。
- 広域連合長（堀口文昭君） 会計管理者、井上浩人君でございます。
- 会計管理者（井上浩人君） よろしく申し上げます。
- 広域連合長（堀口文昭君） 業務課長、相良章子君でございます。
- 業務課長（相良章子君） よろしく申し上げます。
- 広域連合長（堀口文昭君） 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議席の指定

- 議長（下村あきら君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、宮津市、河原末彦議員、京丹後市、川戸一生議員、南丹市、谷尻宣雄議員、井手町、奥田俊夫議員、南山城村、木下喜美子議員、与謝野町、宮崎有平議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（下村あきら君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、亀岡市、齊藤一義議員、笠置町、向出健議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（下村あきら君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（下村あきら君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

令和2年1月から令和2年6月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

その写しを配付しておりますので、御覧おき願います。

◎同意第2号～承認第3号の一括上程、説明

○議長（下村あきら君） 日程第5、同意第2号から承認第3号までの広域連合長提出案件9件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 堀口文昭君登壇〕

○広域連合長（堀口文昭君） それでは、今回提出いたしました議案について御説明させていただきます。

人事同意案件の議案書1ページをお開きください。

同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、向日市長である安田守君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和2年8月28日からとする予定でございます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、京都府副知事である古川博規君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和2年8月28日からとする予定でございます。

5ページをお開きください。

同意第4号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員が死亡退任したことに伴い、後任の公平委員会委員として、上島勝廣君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和2年8月28日からとする予定でございます。

広域連合長提出案件の議案書1ページをお開きください。

議案第9号、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を御説明いたします。

まず、歳入でございます。3ページをお開きください。

第7款繰越金は、令和元年度からの繰越金のうち、社会保険診療報酬支払基金に対する後期高齢者交付金等の返還金財源のため、10億9,074万円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。4ページをお開きください。

第6款諸支出金は、10億9,074万円の追加であり、令和元年度の後期高齢者交付金等の精算により、社会保険診療報酬支払基金等への超過分を返還するものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、5ページから8ページに記載しております。

9ページをお開きください。

認定第1号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

10ページをお開きください。

令和元年度一般会計歳入歳出決算書総括表を御覧ください。

令和元年度の歳入歳出予算9億2,703万1,000円に対しまして、歳入決算額は10億9,596万6,464円、歳出決算額は8億8,495万9,036円であり、差引残高は2億1,100万7,428円でございます。

昨年度と比較しますと、昨年度実施しました標準システムの機器更改に係ります財源及び経費の皆減があったことなどにより、歳入が6,800万円、歳出が3,000万円の減となっております。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、16ページから23ページに記載しております。

次に、24ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の2億1,100万7,000円でございます。

なお、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰入れといたしまして、1億1,000万円を繰り入れることとしております。

次に、25ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

2の物品でございますが、取得価格100万円以上となる物品の年度末現在高は3点で、決算年度中の増減はございませんでした。

4の基金につきましては、令和元年度末現在において財政調整基金の残高が5億8,970万7,000円でございます。

なお、本調書における基金残高は、年度末の3月31日時点のものでございまして、出納整理期間中の増減を含んでおりません。また、公有財産及び債権はございません。

27ページをお開きください。

次に、認定第2号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

28ページをお開きください。

令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書総括表を御覧ください。

令和元年度の歳入歳出予算3,666億1,811万8,000円に対しまして、歳入決算額は3,706億4,722万7,752円、歳出決算額は3,644億9,822万6,358円、差引残額は61億4,900万1,394円でございます。

昨年度と比較いたしますと、給付費の増加に対応して療養給付費負担金や社会保険診療報酬支払基金交付金が増加したことにより、歳入においては127億円余り、また、被保険者数の増加や1人当たり医療給付費の増加に伴う療養給付費等が増加いたしましたことにより、歳出においては162億円余り、それぞれ増加しているところでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、34ページから43ページに記載しております。

次に、44ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の61億4,900万2,000円でございます。

次に、45ページをお開きください。

承認第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。

本件は、東日本大震災で被災した被保険者に対する保険料減免に関しまして、令和2年2月14日の国通知により、今年度につきましても引き続き適用できるよう国の財源措置が延長されましたことから、条例の改正を行ったものでございます。

なお、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであったため、専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

次に、49ページをお開きください。

承認第2号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者となっている被保険者が傷病手当金の支給を受けられるよう、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項に基づき、条例の改正を行ったものでございます。

なお、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

次に、53ページをお開きください。

承認第3号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)の専決処分の承認について御説明いたします。

本件は、保険給付費のうち、高額療養費が予算額を超えて増加し、議決予算額に不足が生じたことから、繰越金を財源とした補正予算を調整したものでございます。

なお、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであったため、専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決、御同意または御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎同意第2号の採決

○議長(下村あきら君) 日程第6、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(下村あきら君) 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(下村あきら君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。

◎同意第3号の採決

○議長(下村あきら君) 日程第7、同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(下村あきら君) 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(下村あきら君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。

す。

ここで、ただいま選任同意しました副広域連合長の入場を求めます。

〔安田市長、古川副知事入場〕

○議長（下村あきら君） 私の方から御紹介いたします。

安田守向日市長です。

古川博規京都府副知事です。

代表で、安田向日市長より一言御挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（安田 守君） 御紹介いただきました向日市長の安田でございます。

このたびは、私ども2人の副連合長に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

御存じのとおり、後期高齢者医療は京都府の全市町村が共に運営しているものですが、もちろん市によって医療事情も違いますし、交通事情も違います。そしてまた、高齢化率も随分違っております。そういった中で我々が思っておりますことは、いずれにいたしましても京都府民全員の高齢者の方々に安心して医療を受けていただける、府民の方々が安心して暮らしていける、そういうことを思っております。そのために連合長並びに各市町村副連合長と協力しながら、これから頑張ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。

◎同意第4号の採決

○議長（下村あきら君） 日程第8、同意第4号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につきましては、直ちに表決に付すことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件につきましても、原案のとおり同意することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（下村あきら君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 皆さん、こんにちは。笠置町選出の向出健です。

質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

本日は、大きく4つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、事あるごとに取り上げていますけれども、短期証の留め置きについて質問させていただきます。

まずは、現状として、留め置きの直近の京都府内の状況をお聞きしたいと思います。

また、これまで議会のたびに、当広域連合としては短期証は期間が短いだけで一般の保険証と特段変わりはないと。また、短期証を発行する理由としては、滞納の相談の機会を確保するためであるという内容の答弁をされています。

しかし、短期証が手元にないという状況になりますと、被保険者から見ますと不利益があるというそういう状況の中で、現実には留め置きが存在をしているという状況が発生しているということは、納付機会の相談ということが実際にこの留め置きが行われている方についてはうまくいっていない、現実に進んでいないということになってくるのではないのでしょうか。少なくとも市町村の現状、具体的に被保険者の方の状況、経済的な困窮によるのか、連絡方法の問題なのか、やはりきちっと実態を把握すべきだというふうに考えます。

以前、答弁の中では、特に市町村からはきちっとした対応をさせていただいているという旨の答弁でありましたけれども、特に調査はしないということでした。やはりそうではなくて、不利益を被るはずの短期証の留め置きが現にあると、それはどういう理由なのかということは当広域連合としてしっかり実態把握に努めるべきではないのでしょうか。この点について見解を求めたいと思います。

2つ目に、健康づくりの問題についてです。

様々な努力をいただいて健診率の向上などにも取り組んでいただいているところですが、まず内容についてお伺いをしたいと思います。

当広域連合としては、健康づくりの課題、それからこれまでの具体的な取組、どのような成果を上げてきたのか、答弁を求めたいと思います。

また、受診率の抑制ということも含めて健診率の向上を目指すということが大前提で進められていますけれども、なかなか健診率が上がってこないというのが現状です。これは当広域連合も各市町村も大変苦勞されている悩みどころの課題ではあると思いますが、今の現状と課題、これからどのように取り組まれていくのか、これまでの取組はどうだったのか、その総括や見解、今後の進め方についてお聞きをしたいと思います。

また、健康づくりについては、私の地元の委員をされている先生の方からのお話ですと、個別に働きかけることが一つの、それだけではありませんけれども、有効な手段ではないかと。しかし、そのためにはやはり体制、人の配置の問題があるのではないかとというふうに考えます。それだけではありませんけれども、人の体制、人事の強化という点についてはどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

また、3つ目に京都府の援助についてです。

副広域連合長として京都府の副知事の方、先ほども同意されまして選任されることになりましたけれども、当広域連合としては京都府に対して具体的にどのようなことを支援いただきたいのか、援助を求めていきたいのか、どのような課題があって京都府の協力を得たいのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、4点目として、診療報酬の不正請求に関する問題です。

このたび、令和2年8月付で診療報酬の不当請求に伴う返還金の未納についてが報告されましたが、府内の医療法人は京都府にその監督責任があると考えますが、今回の件で当広域連合として府に対してはどのようなことを求められるのか、どのような対応をされていくのか、お聞きをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村あきら君） 堀口広域連合長。

〔広域連合長 堀口文昭君登壇〕

○広域連合長（堀口文昭君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問の順番とは異なりますけれども、京都府からの援助、支援についてござい

ます。

当広域連合は、府内の市町村の構成により設立されております。設立当初には京都府の参画はなかったところでございますが、高齢化に伴う今後の医療給付費増加を踏まえ、健康寿命を延ばして制度を安定化させるためには、介護予防や高齢者福祉施策等との協調が必要であり、また、保険者機能の強化のため、京都府の持つ分析力、企画力、保健所機能の活用といったノウハウや資源の活用が欠かせないものとされたところでございます。

そのため、構成市町村との協議を踏まえまして、京都府に一定の参画を求め、平成27年度から識見者として副広域連合長に京都府副知事が就任していただくこととなった経過がございます。

これまでの京都府からの支援につきましては、まず人的支援といたしまして、広域連合事務局に職員1名の派遣に加え、財政支援につきましては、後期高齢者の保険料負担を軽減するために、全国トップレベルである財政安定化基金からの交付金、また、広域連合事務費に対する助成費を受けております。

さらに、データヘルス計画におけるデータ分析支援や保健事業と介護予防事業の一体的実施における市町村や医師会等の関係団体との調整にも支援・尽力をいただくなど、持続可能な後期高齢者医療制度の運営のため、今後も継続的な支援をいただけるものと考えているところでございます。

残りの質問につきましては、渡辺副広域連合長からお答え申し上げます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 短期証についてでございますけれども、これまでからお答えしておりますとおり、短期証につきましては、保険料を滞納している被保険者の方と接触し、個別に事情をお聞きする機会を増やすことを目的に交付しておるものでございます。滞納しておられる被保険者の方に対しましては、市町村において滞納事情を十分お聞きし、きめ細やかな納付相談、納入指導を行うなど、被保険者の個別事情に配慮し、実態に即した対応を行っていただいているところでございます。

しかし、証の交付に至っていない方につきましては、市町におきまして郵送、電話などにより繰り返し連絡を差し上げても、なお来庁されない方であると承知しておりまして、市町におきましても対応に苦慮されているところでございます。

令和2年8月1日現在、被保険者が来庁されない、被保険者と連絡が取れないなどの事情

により、被保険者の方に引き渡せていないものが14市町で95件ございます。

なお、証の有効期日開始時点までに短期証をお渡しできなかった方につきましても、市町から滞納されている方に電話連絡あるいは個別訪問を行うなど、粘り強く必要な対応を行っていただいております。連絡のつく方につきましては、被保険者証の有効期間内においてほぼ交付に至っておるものと認識しており、議員御指摘の実態調査を行う予定はございません。

次に、健康づくりや健診率向上など、保健事業に対する取組についてでございます。

広域連合の保健事業につきましては、第2期となる保健事業実施計画を平成30年度に定め、健康教育や健康相談、健康診査などに加えまして、後期高齢者の特性を踏まえたフレイル対策や重症化予防のための保健指導を重点項目として進めてきたところでございます。

後期高齢者に対する保健事業につきましては、これまでから市町村の支援をいただきながら実施をしてきているところでございまして、この間、健診率につきましては、後期高齢者の皆さんの多くが定期的に医療機関にかかられており、健診に対する意識が希薄になりがちなことなどから、健診の周知あるいは啓発に取り組みますとともに、全員に対する受診券の送付やがん検診との同時受診など、市町村での効果的な取組を情報提供するなど、取り組んできたところでございます。

その中で、元年度の受診率につきましては、前年度を0.4ポイント上回る22.5%にとどまっております。

また、フレイル対策や重症化予防などの保健指導につきましては、先進的な取組を行います市町村に財政的支援を行いますとともに、適正服薬に向けた相談事業をモデル的に薬剤師会に委託しますなど、府内市町村への事業の拡大・拡充を目指し、取り組んできたところでございます。

しかしながら、後期高齢者に対する保健事業につきましては、医療保険における保健事業や介護保険での介護予防への取組など、制度ごとでの実施となりますことから実施体制が異なり、継続性のある効果的な実施になっていないという課題がございまして、全国的に保健事業がなかなか進んでいない要因ともなっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、国におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等が改正をされまして、被保険者に最も身近な市町村で高齢者の保健事業と介護予防事業を相互に連携しながら一体的に実施するというスキームが打ち立てられ、国からの財政支援の下、広域連合が市町村に対して保健事業を委託する仕組みが出来上がったところでございます。

当広域連合では、今年度からの保健事業と介護予防事業との一体的な実施の取組を推進す

るため、令和元年度より医療専門職を配置いたしまして、委託先である市町村の事業実施に当たっての支援・協議を京都府や国保連などで行いますとともに、先ほど申しあげましたような先行的な取組に対しまして支援を行ってきたところでございます。

その結果、保健事業と介護予防の一体的実施の取組として、今年度は府内15市町と委託契約を締結し、取組を開始しているところでございまして、委託契約の実施市町村割合としては、当広域連合が全国一の状況となっているところでございます。

今後におきましては、コロナ禍の中で大変厳しい状況ではございますけれども、市町村での今年度の委託事業が円滑に進むよう引き続き支援を行いますとともに、この委託事業が府内全市町村に拡大していくよう取り組んでいくこととしております。この取組によりまして、体制整備やより効果的・効率的な保健事業の取組が進みますとともに、通いの場での個別勧奨などによりまして、健診率についても向上していくものと考えているところでございます。

また、小規模の市町におきましては、委託を受ける体制を確保することが厳しい状況にあるともお聞きしており、広域的な取組も含めましてどのような形が適切か、関係市町と協議をしていくこととしているところでございます。

次に、保険医療機関による診療報酬の不当請求に係る監督責任についてでございますが、保険医療機関の指定は健康保険法に基づき国が行っているところでございます。したがって、保険医療機関への指導監督権限は、基本的には国が有しており、今回の保険医療機関に対しましても、保険者への5年間の過誤請求分の返還を指導したものと承知しております。

広域連合におきましては、これまでから同種の不当請求事案等に対しましては、府を通じまして再発防止の徹底や早期返還の指導を求めてきたところでございます。今回の事案に対しましても、同様の指導を求めることはもとより、返還額が多額になりますことから、万一、府民への影響が出ないように、府に対しましても必要な支援をお願いし、協議を進めているところでございます。

○議長（下村あきら君） 向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 再質問に入らせていただきます。

まず、短期証の留め置きの件についてですが、納付相談の機会の確保という点、先ほども指摘をしましたがけれども、いろいろな郵送であったり、個別訪問も言われましたけれども、働きかけをしても実際に来庁をされないという状況があるということは、短期証を発行しても納付相談の機会の確保にはつながっていないことが実際にあるというふうに考えられるん

ですが、そのあたりはどうか。

また、短期証が現に手元にないとなれば当然不利益を被りますから、やはりどこかの時点ではなかなか来庁されない方については証を郵送するなど、確実に手元に届けて、一定の期間を過ぎればお渡しをするなどのことをしていかなければ、納付相談の問題ばかり、機会の確保ばかりを言われていまして、現にそういう不利益を被っているという点については問題はないのかと、どういう意識を持っておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、先ほど個別訪問もされているというふうに言われましたけれども、それでも相談が進んでいかないというのは実際にどういう状況になるのかなかなか想定しづらいなど。連絡を度々繰り返しても一切連絡がつかないという状況にあるのか、あくまでも来庁していただくという基本対応をされているのか。

また、先ほど連合としては、一定、例えば個別訪問を中心にすべきであるとか、一定の対案、対策を指導していかなければいけないのではないかというふうにも考えるわけですがけれども、現実に短期証の留め置きは発生していると、納付機会の確保と言われましても、現に進んでいない、できていない方がおられると、ここについてはまたさらなる取組や特別な対応が要るのではないかと、その点は当広域連合としてどのように進められ、お考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから健診率の受診について、先ほど委託関係についてはなかなか受入れが難しい市町村もあるということと言われましたけれども、やはり体制面の問題もあるのかなというふうには考えているんですね。そのあたりの支援というのは具体的に要求があるのか、どういふふうに進められようとしているのか、この点についてはお聞きをしたいというふうに思います。

また、各自治体の実態として、連絡がうまくいっていない、周知がなかなかうまくいっていないのか、なかなか健康診断を受けるということの意義やそういうことについての理解が進んでいないのかどうか、そのあたりどこまでつかんでおられてどのような判断をされているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、保険者インセンティブということで、特別な取組を進めた場合には財政を確保するという制度が導入されていますけれども、やはり本来の医療、健康づくりを進めていくには、必要なものには必要なお金をつけていただくというのがやはり基本じゃないかというふうには思うんですが、そのあたりの財政面での当広域連合としての課題であったり、国や府に対しての要望、どのようなことを求めたいとお考えなのか、そこら辺の問題意識もお尋

ねをしたいというふうに思います。

また、京都府のほうから副広域連合長に入らせていただいているという中で、体制面では職員1人を派遣していただくということで先ほど答弁がありましたけれども、この人的な体制面でもこれで十分なのか、やはりさらなる強化を求めたいというふうに考えておられるのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

また、診療報酬の不正請求について、京都府のほうの監督責任という表現になりましたけれども、実際の財政面での扱いについては京都府も関わっていて、そしていわゆる監査等で事前に発見できなかったのか、これは医療機関のほうから自主的に誤りがあったと、基準に誤りがあったということで報告があって、その上で受けて発覚したという形で報告を受けていますけれども、そのあたりについては、当広域連合としてどのようにお考えをお持ちなのか、答弁を求めたいと思います。

以上をもちまして、再質問とさせていただきます。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君） 向出議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

大変多くの再質問でしたので、少し順不同でお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず短期証の関係でございまして、先ほど来お答えしておりますとおり、保険料を滞納している方と接触をして、個別に事情を聞く機会を増やすためにこうしているものでございまして、このような短期証の交付趣旨を踏まえまして、保険料の徴収義務を担います市町村において個別の滞納者の方の事情により適切に対応いただいているものというふうに考えてございまして、我々が一律に対応を示すというのは適當ではないのではないかなというふうに考えておるところでございまして。

それから個別相談、個別に赴いてというようなことが実際にできているのかというようなことでもございましたけれども、個別にお宅を訪問してもなかなか会っていただけない、会えないということが多く聞いておりますので、実際に個別にお伺いしてもなかなかお会いすることができないという状況なのではないかというふうに考えておるところでございまして。

それから健診率の関係でございましたけれども、体制面での支援についてどう考えているのだということであったかというふうに思いますけれども、先ほど御説明させていただきましたとおり、一体化事業の中で委託をさせていただくと、これは保健事業というくくりでご

ございますけれども、その中で委託事業費として人件費相当額を委託費として交付するというのが国が描くスキームであり、それに基づいて我々も今年度15市町と委託契約を締結させていただいたというところでございまして、一定、体制面での支援というのは、そういう形で今後築かれていくのかなというふうに考えてございます。

ただ先ほど御説明させていただきましたように、そもそも小規模の市町では、その体制も難しいんだというような状況もお聞きしておりますので、どういう形で支援あるいは事業を取り組んでいくのがいいのかということについては、関係市町と協議をさせていただくという予定にしておるところでございます。

それから国等からの財政的な支援の件でございますけれども、やはり医療保険制度の中で我々やってきておりますので、法律制度の中で一定の負担をいただいているものはございますので、そういう中で基本的にはやっていくんだらうなというふうに思っておりますし、必要な財源については、その保険料あるいは頂いた負担金の中できっちりやっていくということが基本であるというふうに考えてございます。

ただ団体の運営費の部分がございまして。これは先ほど連合長がお答えさせていただきましたように、京都府から一定の財政支援をいただいて、会としての運営費の部分については支援をいただいております。それは市町村の負担金からこれまでずっと運営してきておるわけでございますけれども、そういう会の運営部分については、府からも相当の支援をいただいてやってきているという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思いますが、体制面につきましては、現在1名の派遣職員の支援をいただいている、さらに元年度からは医療専門職の方を御紹介いただいて、我々採用させていただいてやらせていただいているというような状況でございます。

何分、我々の団体といいますのは、各市町の派遣職員から構成されておりますので、なかなかすぐに人員体制を増やすというわけにはいかないという厳しい部分がございましてけれども、引き続き市町村あるいは府に対しまして、体制整備につきましては御支援いただけるよう協議あるいはお願いをしてみたいというふうに考えてございます。

それから診療報酬の不当請求の事案でございますけれども、我々がレセプト等の審査をやっておるわけですが、当然その中ではつかみ切れない事象でございまして、その中身の点検につきましては、国等が実施をされている、定期的な検査をされているということだろうというふうに思います。ただ定期的な検査におきましても、当然数が相当数に上りますので、検査、監査等の度合い、内容等については、やはり一定温度差が出てくるのではない

かなというふうには思っておりますけれども、引き続き我々としては、このような事態が起こらないよう要望等はさせていただきたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（下村あきら君） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで休憩を取りたいと思います。ただいま14時23分です。10分間休憩を取りますので、14時33分になりましたら再開いたします。

それでは、休憩に入ります。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時33分

○議長（下村あきら君） それでは、ただいまから会議を再開いたします。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第10、議案第9号、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） もう少しお待ちください。事務局よろしいですか。大丈夫ですか。

どうぞ一旦下ろしておいてください。

ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決をされました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第11、認定第1号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 認定第1号、令和元年度一般会計決算の件について、反対討論を行います。

この間も保険料は引上げが続いております。また、低所得者向けに行ってきた軽減特例の廃止もされてきています。この後期高齢者医療制度は、被保険者の方、特に75歳以上の方は特別に病気になりやすい、様々な疾患等も起きやすいということで、特別に手厚くするために制度を発足させると言ってきましたけれども、保険料の負担で言えばだんだん上がってきているのが実態です。

また、保険者インセンティブということで、特別に取り組んで成果が上がったもの等の条件になったものについて予算づけをするという形のものも導入されていますが、本来であれば必要な保険、どういうものが必要なのか、どういう取組が必要なのか、それを積み上げて必要なものにはしっかりと財政、予算をつけていくというのが本筋ではないでしょうか。こうした制度の導入も問題があるというふうに考えます。

また、先ほど各市町村から職員派遣という形で当広域連合の事務局とされているということですが、やはりこれだけの広域の連合をするには、人的な体制でも不十分になってきているのではないのでしょうか。やはりこれほど広い京都府全体を一つにまとめた形で運営することには大変問題があるのではないかと。また、特に低所得者に対しての保険料の軽減対策が弱い、またそのあたりについて考慮されていない、これは大変問題なのではないのでしょうか、このことを強く指摘して、この認定第1号、令和元年度一般会計決算の反対討論いたします。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第1号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

表決数について、事務局から報告させます。

○書記長（杉本まさき君） 賛成26、反対2でございます。

○議長（下村あきら君） よって、本件は認定をされました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第12、認定第2号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願います。

片桐直哉議員。

〔3番 片桐直哉君登壇〕

○3番（片桐直哉君） 京都市会選出の片桐直哉でございます。

ただいま議題となっております令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

歳入歳出決算の事項別明細書には、第8款諸収入の第2項雑入において、収入未済額として7億9,703万9,831円の記載がございます。これについては、診療報酬の不当請求に伴う返還金の未納が主たるものであると先ほど質問、答弁の中でもお聞きをしているところであります。

まず、この返還請求事案がどのような原因で発生をしたのか、これまでの経過、そして今後の返還について当事者とどのような話し合いをしているかについて、その経過を改めてしっかりと御説明いただきたいと思っております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな危機にある中、地域の医療機関が果たす役割というものは非常に重要であります。しかしながら、一方では、新型コロナウイルスの影響で地域の医療機関の経営が非常に苦しくなっているという状況もあります。今後の返還が順調に進んでいくのか、その見通しについて現時点でどのようにお考えかお聞きいた

します。

お聞きをしているところでは、新型コロナの影響がない中でも、毎年数億円ずつ返還をし、数年で完済されるという見込みではなかったようではありますが、この場合、相当期間長期にわたって決算上は収入未済というのが残り続けることとなります。今決算においては、繰越金が約96億円となっていますが、一方で、長期にわたって一部分の現金が不足する状況が続くこととなります。そうした状況の中で今後の保険料への影響はないのか。最終的に保険料の上昇などの要因の一つになってしまうことはないのか。先ほどの質疑の中で支援を求めていくということでありましたが、具体的な影響への認識についてどのようにお考えか、御見解をお伺いいたします。

それぞれの市町村で起こっていること、またそれぞれの市町村の予算・決算と違い、後期高齢者医療広域連合のことは多くの住民にとって非常に大きな生活に関わっていることではありますが、その予算・決算についてはほとんど知られておりません。

議員もまた、広域連合の議員は直接選挙で選ばれておりませんので、なかなか自分たちの選挙の中で広域連合のことについて話をする機会ということはありません。しかしながら、広域連合の事業は非常に重要な事業であり、住民にしっかりと情報を発信するということが重要であると思っております。起こった事案について分かりやすく情報を伝えていくということがやはり重要であるということをお願いしまして、私の質疑といたします。

○議長（下村あきら君） 渡辺副広域連合長。

〔副広域連合長 渡辺 隆君登壇〕

○副広域連合長（渡辺 隆君）、片桐議員の御質問にお答えします。

諸収入の収入未済額についてでございますけれども、7億9,700万円の未済額のうち、7億4,500万円は本年度発生の保険医療機関による診療報酬の不当請求に伴います返還金でございます。

本事案につきましては、看護体制等に係ります入院基本料等の施設基準の誤りによりまして、診療報酬を過大に請求されていたものでございまして、病院の管理体制見直しの中で判明し、法人が平成27年4月に近畿厚生局に自己申告されたものでございます。

近畿厚生局は、京都府に対しまして事案報告を行いますとともに、当該法人に対しましては、不当請求分として平成22年度から平成27年度分までの5年間分を保険者に返還するよう指示を行ったもので、これを受けまして府から平成30年12月に我々に対し説明があったものでございます。その後、広域連合におきましては、過大分の精査を行いまして、令和元年6

月に法人宛てに返還請求を行ったところでございます。

当初の返還請求額は7億5,900万円でございますけれども、経営再建中の当該医療法人からは、直近3年間は1年間につき700万円の返還提示がございまして、現在の未返還額は7億4,500万円になっているところでございます。

この間、我々は数回法人側と接触をして返還額の増額等を求めてきたところでございます。しかしながら、法人からは再建状況を踏まえて令和3年秋に以降の返還計画を提示するというお返事であったところでございまして、全国的に病院経営は厳しいものがございまして、また、当該医療法人の再建計画に支障が出ますことは、地域医療、ひいては地域住民に影響が生じますことから、京都府などとともに再建計画を踏まえつつも、早期完済に向けて医療法人との交渉を今後も引き続き強力に進めていくこととしているところでございます。

また、当広域連合は繰越金を有しておりまして、先ほど96億ということで御説明がありましたけれども、元年度末で申しますと61億ということでございますけれども、当面、財源不足を生じるということにはございませぬけれども、早期完済が達成されない場合には、保険料上昇抑制にこれまで繰越金を活用してまいりましたので、その繰越金の減少によりまして、今後その活用が困難となるということから、次期以降の保険料へ影響が懸念されるというところでございまして、府に対しまして基金等の活用などによりまして支援が得られるように、現在協議を進めているというところでございます。

いずれにしましても、被保険者の皆様に影響が出ないように、早期回収に向け最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（下村あきら君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） 認定第2号、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の件について、反対討論を行います。

当広域連合でも様々な取組や努力もされまして、健康づくりであったり、医療体制、医療の内容について充実を図っておられることは十分承知をしています。また、国に対しても要望活動を行って、被保険者の方の健康づくり等、尽力をされていることは評価をさせていた

だきます。

しかし、一方で、国の制度の中で保険対象になるものがあつたり、逆に保険の給付の対象から外されて、その財政確保が難しくなっている、そういうものもあります。

また、先ほども指摘しましたけれども、保険者インセンティブということで特別な取組について特別に加算をするという形、そしてそれを基にして不足した財源を補うということも実際に行われてきました。やはりそうではなくて、本来必要な健康づくりや医療の事業というのは、各市町村と協議をして取組を行っていくべきという判断をされたものについて、必要な財政を積み上げてやっていくべきではないでしょうか。こうした在り方が十分な健康づくりや医療供給体制充実になかなかつなげていけない原因になっているのではないのでしょうか。

かつて、特に医療費が少ない市町村については、特別に低い保険料、不均一保険料というのを適用していました。その理由も各市町村の中で医療資源に格差がある、病院の問題や医師の確保の問題等、それだけではありませんけれども、様々な差があつて、医療の給付費が少ない市町村にはそうした対応をしてきました。しかし、その医療の格差というものもなかなか解消されていないのが実態です。

国が十分な財政措置をして医療体制や医療の充実を図っていく、そのことこそが求められていると思います。今の京都府後期高齢者医療の制度では、そういう方向にしっかりと進んでいるとは到底思うことができません。本来の被保険者の方、高齢者の方だけではありませんけれども、その被保険者の方の健康づくり、医療の充実、医療体制、医療供給体制も含めたそうした充実が求められます。そうした方向に転換していくことを求めまして、反対討論といたします。

○議長（下村あきら君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第2号、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手多数であります。

表決数について、事務局から報告させます。

○書記長（杉本まさき君） 賛成26、反対2でございます。

○議長（下村あきら君） よって、本件は認定されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第13、承認第1号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第14、承認第2号、専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第15、承認第3号、専決処分の承認について（令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））につきましては、質疑及び討論の通告がありません

んでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎請願第1号の上程、請願第1号～請願第3号の説明

○議長（下村あきら君） 日程第16、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料の引き下げと軽減措置・減免制度の拡大に関する請願書を議題といたします。

なお、本件、請願第2号、請願第3号の請願書につきましては、紹介議員が全て同じでございますので、当該紹介議員から一括して説明を求めることとし、質疑、討論、表決については議案ごとに処理することとします。

それでは、紹介議員からの説明を求めます。

井上けんじ議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

○1番（井上けんじ君） 京都市議会選出の井上けんじでございます。

今議会に寄せられております請願について、本来なら申請があれば請願者御自身から趣旨説明していただくようになればいいと思っておりますけれども、現行のルールではそうになっていないようなので、これは今後の宿題とした上で、今回は紹介議員の立場からその趣旨と理由を一括して説明させていただきます。

まず、請願第1号は、保険料の引下げと軽減措置・減免制度の拡充を求めるものであります。

御承知のとおり、今春、保険料が大幅に引き上げられました。一般的に税金や保険料が上がるのは所得が増える場合であって、所得が増えれば増える、減れば減るとというのが大原則であります。消費税増税や介護保険の傾向的な負担増など、可処分所得は減っています。

先日、私が広域連合に請求し取り寄せました所得階層別被保険者数の資料によりますと、所得割基礎額ゼロの方が61%、100万円までの方がこの61%を合わせて81%、さらに被保険者

の実に94%が200万円以下という現状であります。つまりもともと所得が低い上に支出が増え、実質的な所得がさらに低下をしておると、こういう現状の中での保険料値上げですから、道理にも合わないし、また現実に生活が苦しくなるのも当たり前であります。

要するにかろうじて所得割があるとはいえ、これも一定税率ですけれども、全体としての保険料算定の根拠は、所得の増減、支払い能力とは全然何の関係もない給付費からの逆算であって、給付費については被保険者には何の責任もありません。高齢になれば誰でも健康へのリスクが増えるのは当然であり、だからこそお金の心配抜きに医療が受けられるように社会が公的に命と健康を守る役割を果たすべきなのであります。

後で述べます一部負担金引上げの動きも含め、むしろこのような負担増自体がその支払い能力を奪い、医療へのアクセスの権利を後退させています。命と健康、暮らしを守るべき医療保険、社会保険自体が支出を増やし、実質的所得低下をもたらし、逆に暮らしを脅かしておるのが現実ではありませんか。

請願者が取り組まれた地域アンケート調査でも、特に高齢者の生活実態が浮き彫りになっています。これについては、既に資料が添付されておりますから紹介は省略をさせていただきます。

さて、保険料軽減特例についてですが、例えば9割から7割、3割への負担増を決めたときには、激変緩和で当面8割、2割負担にしますから大幅値上げではありませんよと、こう言ってなだめる。一方で、いよいよ3割負担にするときには、これはもう既決事項で決まっておるんですよと言って居直ると、いずれもその時々批判の声をかわしながら負担増を繰り返すというのは、考えによっては誠に巧みなやり方であります。低所得の現実自体が改善されてきたわけでも何でもありません。

また、職域保険の被扶養家族であった高齢者の保険料は、後期高齢保険の発足に伴って新たに負担が生じたわけでありますから、本来免除が当然であります。その上で影響を極力避けよう、小さくしようというのが特例の趣旨のはずでありますから、これは後期高齢制度の廃止以外にこれを見直す理由はありません。軽減割合の後退は道理にも合わないし、また何よりも生活そのものを脅かしています。

さらにこういった現状の中での今般のコロナ被害でありますから、言ってみれば激甚災害とも言える今回の事態に際し、もっと抜本的な保険料軽減策が講じられるべきであります。減収3割が要件ですが、例えば2割9分減少の人は対象にしないということではなくて、収入減の割合に応じて保険料減額割合も連動させる仕組みにすればいいだけだというふうに私

は思います。

次に、請願第2号は、傷病手当金の二重の意味での、すなわち対象被保険者の範囲及び傷病の種類について、それぞれ対象拡大に関する請願であります。

各市町村における国保や本広域連合において、傷病手当金が制度化されたことは実に画期的なことでありまして、連合長におかれましては、心から敬意を表するところであります。しかし、働いて収入を得ておられる被保険者は被用者に限ったことではなく、私が事前に頂いた資料では、働いておられる被保険者のうち、給与所得者と事業所得者はほぼ同数となっています。傷病で仕事に就くことができず、したがって、収入を得られないというこの手当の一般的な定義からすれば何ら限定する理由はなく、日額賃金に相当する金額計算も、被用者に比べればちょっと計算が面倒だなという程度の話であります。

また、コロナ感染以外にも、一般的な傷病で休業を余儀なくされる例は今後ともあり得るでしょう。せっきくの画期的な制度でありますから、コロナが収束すればこの制度も終わりということではなくて、ぜひ要件を緩和して発展させるようにすべきだと考えます。

最後に、請願第3号は、その1、保険料軽減とともに、その2、政府の一部負担金2割への値上げ方針の撤回を求めるべきこと及びその3、コロナ危機から高齢者の命と健康を守る施策の充実を求めとなっております。請願者の方とその知人の方とから私がお預かりしておる手紙を抜粋して、その要旨を紹介させていただきます。

高い保険料と加齢による体調不良による窓口負担が心配だ、2割になればしんどくてもお医者さんに行けなくなります。介護保険もデイサービス週3回が希望ですが、利用料が高くて支払いができないので2回にしています。これは請願者の方のお手紙であります。一方で、80歳の男性からの手紙もお預かりをしております。長男は難病、妻は後遺症、私は心臓の持病があります。家族3人とも体力・免疫力が落ちて、いつ感染してもおかしくない状況に置かれています。無償でPCR検査を受けられるようにしてください。感染を防ぐためにどうすればいいのか判然としない。希望者全体に無償で検査を、この点が抜けておるのではないかと、明確な政策をぜひ示していただきたい等々つつづられています。

保険料については先ほども触れたとおりですが、一部負担金については、もともと老人医療無料化から定額制、1割から現役のみ3割、そして今度は全員ではないにしろ、2割が準備されているという流れから見れば、ひとえに値上げの歴史でありました。保険料は高くなる、一部負担金も高くなるでは、まさに踏んだり蹴ったりであります。保険料を払っているからそもそも一部負担金の徴収は二重取りでおかしいという学者もおられ、また実際、フラ

ンスやイギリスなどでは原則窓口無料とのことであります。2割になれば受診抑制で重症化、かえって医療費が高くなる、場合によっては命にも関わるという事態が危惧され、これ以上の引上げは絶対に避けるべきであります。

全国後期高齢者医療広域連合協議会も、今月6日付、厚生労働大臣宛ての要望書の中で、窓口負担については、必要な医療を受ける機会が確保されるよう慎重な議論をと言っておられますし、保険料の軽減特例についても、年金給付金の対象外の被保険者への国の責任における財政支援措置を求め、さらに保険料を含む財政関係全般について、高齢者だけの負担増とならないよう十分な対策をと求めておられます。安倍内閣は2割計画を撤回すべきであります。

請願項目の最後のPCR検査の促進は、一層切実な課題であります。現在多くの府県等では、感染者が発見された場合、当然その接触者と言われる人たちを検査の対象としていますが、この接触者の範囲というか、概念というかをもっと点と線の経路から、面的な範囲に幅広く位置づけて検査の対象を拡大する必要があるのではないかと専門家の方々などからも指摘をされています。

政府に至っては、感染拡大が危惧されるGoToトラベルキャンペーンの一方で、重症者は多くないなどと実効性のある対策が取られないままの現状であります。感染されていても無症状の方が感染源になってしまっておられる場合もあるかもしれませんし、経路不明の割合も増えております。もっと網羅的に抜本的に検査対象を広げ、またそのための体制確立が求められています。

既に東京都の墨田区では、濃厚接触者に限定せず検査対象を拡大と、また世田谷区では、いつでもどこでも何度でも検査対象を幅広く設けようとされています。東京都や長崎県の医師会も同様のメッセージを発信され、その立場での取組拡大に足を踏み始めておられます。全国知事会では、誰でもいつでも検査を受けることのできる体制をと、国に検査体制拡充を訴える声も出ています、このように報道されております。

後期高齢の被保険者の皆さんの場合、リスクも大きいわけですから、御希望に応じて費用負担の心配もなく検査できる仕組みと体制をつくるべきであります。また、高齢者など、入所・通所の施設の利用者、職員の皆さん対象の検査も必要ではないかと、このように考えます。被保険者の命と健康を守るため、国や京都府、各市町村に対し、感染防止拡大検査の拡充を呼びかけていくべきだと考えます。

以上、3本の請願の各項目はいずれも誠に切実なものばかりであって、ぜひ採択していた

だきますように呼びかけます。先輩、同輩、各議員の皆様方の御賛同を心から訴えまして、請願書の紹介とさせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 請願第1号につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結いたします。

それでは、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料の引き下げと軽減措置・減免制度の拡大に関する請願書を表決に付します。

本件につきまして、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手少数であります。

表決数について、事務局から報告をさせます。

○書記長（杉本まさき君） 賛成3票でございます。

○議長（下村あきら君） よって、本件は不採択とすることに決定します。

◎請願第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第17、請願第2号、後期高齢者医療傷病手当金に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結いたします。

それでは、請願第2号、後期高齢者医療傷病手当金に関する請願書を表決に付します。

本件につきまして、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手少数であります。

表決数について、事務局から報告をさせます。

○書記長（杉本まさき君） 賛成3票でございます。

○議長（下村あきら君） よって、本件は不採択とすることに決定しました。

◎請願第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（下村あきら君） 日程第18、請願第3号、コロナ危機から高齢者のいのちを救うための支援及び、後期高齢者保険料の軽減措置に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結いたします。

それでは、請願第3号、コロナ危機から高齢者のいのちを救うための支援及び、後期高齢者医療保険料の軽減措置に関する請願書を表決に付します。

本件につきまして、採択することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（下村あきら君） ありがとうございます。挙手少数であります。

表決数について、事務局から報告をさせます。

○書記長（杉本まさき君） 賛成3票でございます。

○議長（下村あきら君） よって、本件は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（下村あきら君） お諮りします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下村あきら君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会令和2年第2回定例会を

閉会いたします。

御苦勞さまでした。

閉会 午後 3時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年10月28日

議 長 下 村 あ き ら

署 名 議 員 齊 藤 一 義

署 名 議 員 向 出 健